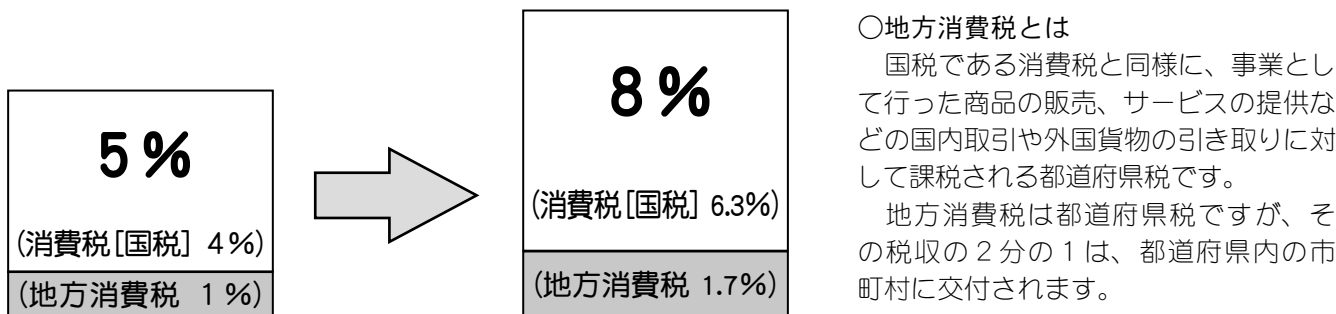


# 4月1日から 消費税法が改正されます

平成26年4月1日から、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、以下のとおり消費税法が改正されます。

## 消費税率の引上げ



## 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、社会保障給付ならびに少子化対策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされています（社会保障目的税化）。  
地方消費税（引上げ分）および消費税収入に係る

地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要される経費に充てるものとされています（社会保障財源化）。  
※現行分の消費税の使途については、変更はありません。

## 税率引き上げに伴う経過措置

○取引の種類や契約内容によっては旧税率が適用される場合があります  
請負工事など取引の種類や、契約・納品の日によっては旧税率が適用される経過措置が適用される場合があります。

○事業者の皆さんへ  
平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿などで、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要がありますので、お気を付けてください。

※詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

## 総額表示義務の特例

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されない

ための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。  
買い物の際には、表示されている価格が税込価格か税抜価格かにご注意ください。

## 市水道料金・下水道使用料などの改定について

消費税・地方消費税が5%から8%に引き上げられることに伴い、水道料金・下水道使用料および加入金が改定されます。

詳しくは、各料金の担当部署にお問い合わせください。

### 【問合せ先】

（水道料金）水道局業務課料金係 ☎22-5265

（簡易水道料金）宇和海支所簡易水道係 ☎62-0271

（下水道使用料）都市整備課下水道業務係 ☎24-1111

（小規模下水道使用料）水産課管理係 ☎24-1111

## 【問合先】

税務課市民税係 ☎24-1111 内線2515・2518・2522  
三間支所税務係 ☎58-3311 内線2160・2163

吉田支所税務係 ☎52-1111 内線177・174  
津島支所税務係 ☎32-2721 内線5912・5913

# 所得申告 忘れずに!

平成26年度(平成25年分)の市県民税の所得申告期間は、3月17日(月)までです。期間内に忘れずに申告を済ませましょう。

## 市県民税の申告

市内に住み、平成25年中に次のような所得があった人。

- ①営業・農業・漁業などの事業所得
- ②家賃・配当・恩給・年金・利子・譲渡などの所得
- ③給与所得者のうち、▶勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人 ▶2ヵ所以上から給与を受けた人 ▶医療費控除などを受けようとする人 ▶平成25年の途中で退職し再就職しておらず、市への給与支払報告書が未提出の人 など

## 国民健康保険料

国民健康保険の被保険者は、昨年の収入の有無にかかわらず申告が必要です。

※納付義務者(世帯主)には当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者についての申告が義務づけられています。

## 申告の相談

申告が必要と思われる人は、案内書の有無にかかわらずお越しください。

【とき】 3月17日(月)までの午前9時～11時30分、午後1時～4時30分(土・日曜は休み)

※津島支所は午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分

【ところ】▷宇和島 = 市役所6階申告受付会場▷吉田 = 吉田支所税務係▷三間 = 三間公民館1階会議室

▷津島 = 津島支所別館2階

【持参物】必要な書類・印かん

【用意する書類】▶収入金額が証明できる帳簿や書類▶収入を得るための必要経費が証明できる書類▶諸控除を受けるための社会保険料・生命保険料・年金保険料・介護保険料・医療費などの領収書▶給与と年金受給者は所得税の源泉徴収票

【申告をしないと】期間内に申告をしなければ、諸控除の適用や国民健康保険料の減額該当者として認められないことがあるほか、所得課税証明書などを交付できません。必ず期間内に申告をしてください。

※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

※駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 宇和島税務署より お早めに 春の確定申告・注意情報

### 確定申告・納税は期限内に

確定申告書は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) を利用して簡単に作成でき、またe-Taxや郵送で提出することもできます。確定申告書用紙や収支内訳書用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードができます。まだ済ませていない人は、お急ぎください。

不明な点があれば、気軽にお問い合わせください。

【申告・納税期間】

▷所得税・復興特別所得税 3月17日(月)まで

▷消費税・地方消費税 3月31日(月)まで

【問合先】宇和島税務署 ☎22-4511 (自動音声案内に従って、用件の番号を選択してください)

○にせ税理士にご注意ください

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆる「にせ税理士」に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因となる恐れもありますので、ご注意ください。

○税務職員を装った不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を名乗る者から調査などと称して、家族構成や預金残高・口座情報などを聞き出そうとする事例が発生しています。

不審な電話には即答せず、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認して、宇和島税務署までお問い合わせください。